主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人石川忠義、同丹波景政提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるからここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。

論旨第二点について。

論旨は、原判決が被告人の所為を威力業務妨害罪として処断したのは事実の誤認 乃至法令適用の誤があると主張する。しかし原判決挙示の証拠を総合すると、原判 決判示事実はすべて優にこれを認めることができる。 〈要旨〉又記録を精査するも原判決の右事実認定に誤ありとは認められない。そし

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 岩田誠 判事 渡辺辰吉 判事 司波実)